

南知多町空き家等の適正な管理に関する条例（仮称）について

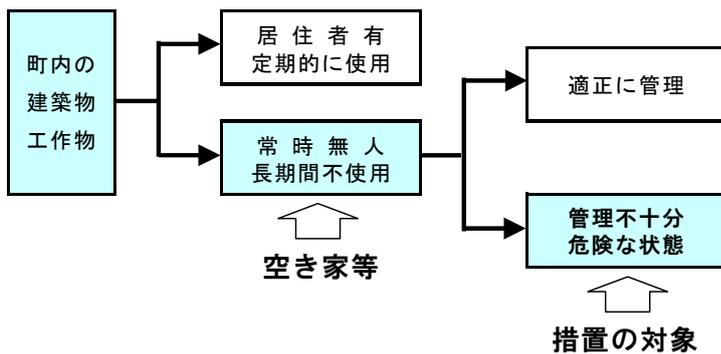
近年、高齢化の進展などにより、空き家等が増加していますが、これらの中には、適切な管理がされずに放置され、地震による倒壊や暴風時の屋根の飛散、不審者の侵入など、町民の生命・身体・財産に危険を及ぼすおそれがあるものがあります。

この問題に取り組むため、空き家等の所有者等に適正な管理を求める「南知多町空き家等の適正な管理に関する条例（仮称）」を制定し、対策を実施することを検討しています。



空き家等の適正管理は所有者の責任です！

■ 所有者に是正を求める空き家等とは？



■ 皆さんへのお願い

- ・ 管理が不十分な空き家等を見つけたときは、町へ情報提供してください。
- ・ 町が実施する空き家等の実態調査など、各種対策にご協力ください。

■ 条例の概要（対策の流れ）

①情報提供 → ②実態調査 → ③助言・指導 → ④勸告 → ⑤命令



管理不全な状態が改善されず危険なときは

⑥氏名等の公表・町による撤去等（行政代執行）